

米原市役所
市民交流エリア
利用ガイドライン



令和8年(2026年)4月1日
米原市総務部

目 次

市民交流エリア利用ガイドライン

1	構成施設等	1
2	施設使用料等	2
	(1) 施設使用料(条例別表第2)	
	(2) 付帯設備使用料	
3	営利目的の取扱い	3
4	市内利用と市外利用の取扱い	3
5	施設使用例	4
	(1) 施設使用例	
	(2) コンベンションホール使用レイアウト例	
	(3) 会議室使用レイアウト例	
6	施設内での飲食	7
7	施設利用の禁止行為等	7
	(1) 使用許可をしない場合	
	(2) 施設利用上の禁止行為	
8	施設利用手続等	8
	(1) 施設利用手続	
	(2) 施設利用に当たっての注意事項	

市民交流エリア利用ガイドライン

1 構成施設等

市民交流エリアは、米原駅東口という、優れた立地を活かして、新たな人の流れを生み出し、米原駅周辺エリアの活性化や新たな賑わいを創出するとともに、市民活動の推進、交流、観光を始めとする産業分野での事業活動を推進し、広域交流機能を発揮し、本市の都市拠点の中心としての役割持っています。

市民交流エリアの各施設の構成は、「学びのステーション（コンベンションホール、会議室）」、「暮らしのステーション（市民活動スペース）」、「憩いのステーション（屋上広場）」の3つの機能を「まいばら駅前ぶらっとホーム」として配置しています。

また、コンベンションホールは、大規模災害時の帰宅困難者などの避難施設としての機能も備えています。

市民交流エリアを構成する施設とその利用定員、利用時間等は、次のとおりです。

施設名		利用定員		利用時間	閉館日	利用許可	連続利用可能日数		
コンベンションホール	A	1階	300人 (椅子席のみ)	8:30~ 21:00	12/29 ~1/3	要	7日		
	B		120人(椅子席のみ)						
会議室3A	3階	54人	195人 (3室利用時)				8:30~ 17:15	不要 (注1)	2日
会議室3B		54人							
会議室3C		54人							
市民活動スペース									
屋上広場	4階								

注1：市民活動スペースおよび屋上広場は、自由に利用いただけますが、当該スペースを物品販売や展示などで専用するためには、一定の条件を満たす必要があり、事前の許可申請が必要になります。

- ① 物品の販売・・・物品の販売については、公共的団体が主催する市内商工振興および障がいのある人の自立支援のためのもの、その他公共性のあるものに限ります。
- ② 展示等・・・展示等は、原則、市民活動スペースのみとし、事前に施設管理者と協議を行ってください。展示等ができる団体等は、小中学校等や市内で活動する団体等であって、市内で活動する団体等にあっては、市内の魅力を発信する内容であることとします。
- ③ 展示等に必要な資材については、展示者が準備してください。
- ④ 展示等ができる期間は、原則10日以内とします。
- ⑤ 展示物等の管理は、展示等をする者が行うものとし、展示物等に損害が生じても、市は責任を負いません。

2 施設使用料等

(1) 施設使用料（条例別表第2）

区分		使用料	
		1時間 当たり	備考
コンベンションホール	全面使用	2,000円	① 市内に住所を有する者が営利目的として使用する場合：2倍の額 ② 市外に住所を有する者が使用する場合：2倍の額 ③ 市外に住所を有する者が営利目的として使用する場合：3倍の額
	半面使用	1,000円	
	冷暖房費（全面）	2,000円	
	冷暖房費（半面）	1,000円	
会議室（1室当たり）		200円	① 市内に住所を有する者が営利目的として使用する場合：4倍の額 ② 市外に住所を有する者が使用する場合：4倍の額 ③ 市外に住所を有する者が営利目的として使用する場合：6倍の額
使用料の減免		① 市（市の行政機関および市の付属機関等を含む。）が主催または共催により使用するとき。（免除） ② 国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。（半額減額） ③ 市長が特に必要があると認めるとき。（免除または減額）	

(2) 付帯設備使用料

設備名	単位	使用料
音響設備（マイクを含む。ポータブル型ワイヤレスアンプ除く。）	式	2,000円
映像投影設備（吊下式プロジェクタ・スクリーン含む。）	式	2,000円
映像投影設備（移動式プロジェクタ・スクリーン含む。）	式	1,500円

※ 使用料の額は、1回（4時間以内の使用）の額とします。

超過時間が4時間以内の場合は2倍の額

超過時間が4時間を超える場合は3倍の額

※ 付帯設備使用料についても、施設使用料に準じて減免対象とします。

3 営利目的の取扱い

市民交流エリアは、優れた立地を活かして、市民交流および広域交流の拠点として、市内外の多目的な利用を想定しており、一定の営利を目的とした利用についても可能とすることとしています。

市民交流エリアの利用に当たって、次の行為は営利目的とします。

- ① 法人個人を問わず、物品の販売または物品の販売に繋がる物品の説明会や展示会等
- ② 法人個人を問わず、講演会や演奏会、パーティーなどのうち、入場料を徴収し開催するなど、興行を目的とするもの
- ③ 学習塾や教室等の生徒や受講生を募集するための説明会等
- ④ 市外の営利法人や個人事業主が実施する社内会議、社員研修会、講習会、会社説明会、総会等
- ⑤ 宣伝その他これに類する目的をもって行う催し等、施設の利用が主催者の収益につながるもので、営利目的利用と判断することが妥当なもの

4 市内利用と市外利用の取扱い

市内・市外利用の判断は、原則、主催者の所在地により判断します。

ただし、市内所在地の申請であっても、申請内容を審査し、実質、名義貸しによると判断できる場合は市外利用として取り扱います。

5 施設使用例

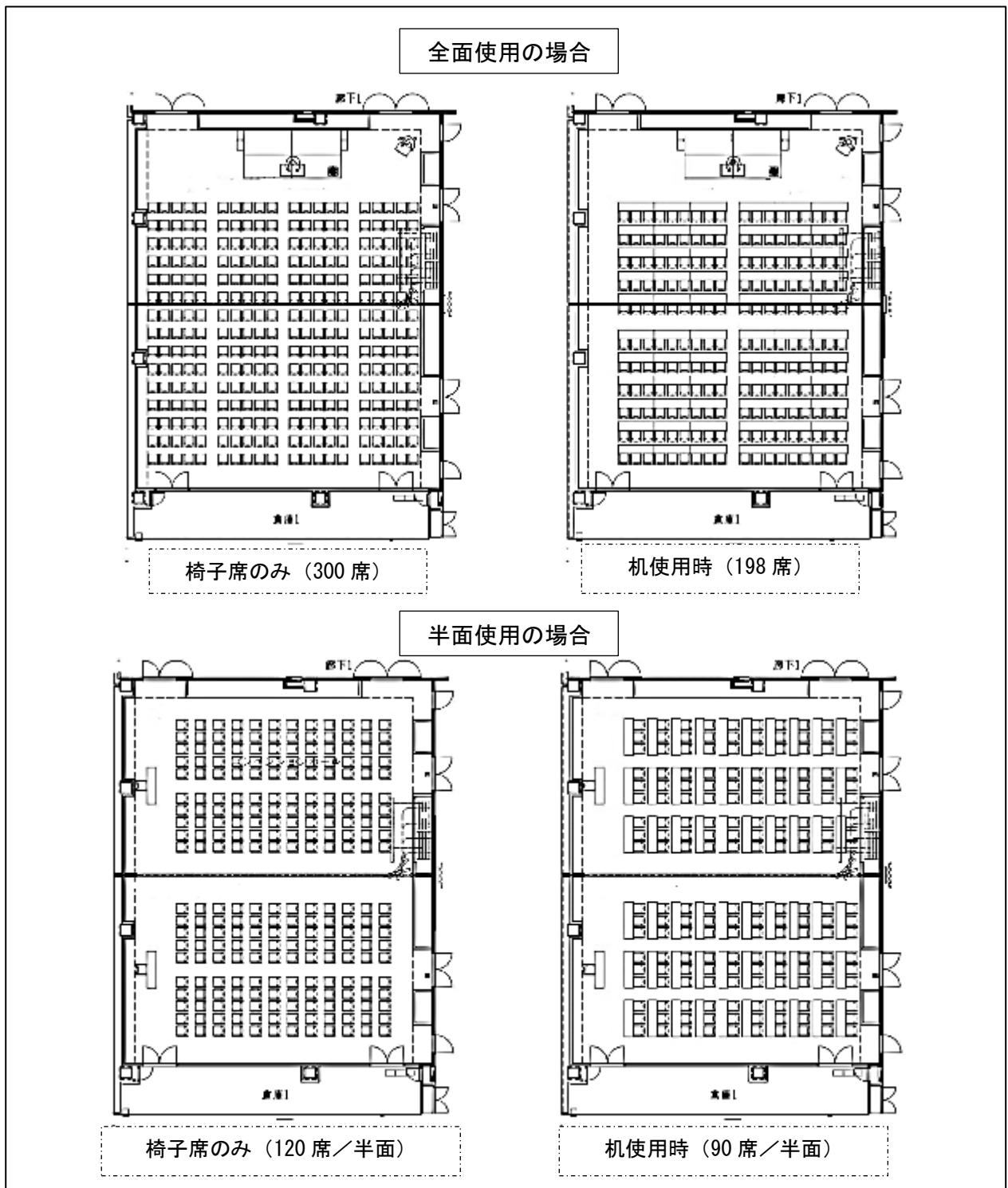
(1) 施設使用例

コンベンションホールおよび会議室の利用可能な主な使用例は、次のとおりです。

両施設での利用可能な施設使用例			
会議、シンポジウム、研修会・セミナー、講演会、説明会、就職試験・面接会、資格試験、式典、総会、展示会、展覧会、健康診断			
利用が制限される使用例		【△：条件付使用可、×：使用不可】	
使用例	コンベンションホール	会議室	注意事項
物品販売、物産展	△	△	※ ホール内での飲食を伴う場合は、飲食場所を指定し、シート等により、床面の汚損防止を行うこと。 ※ 会議室での飲食はできません。 ※ 施設内での火気の使用はできません。
パーティー	△	×	※ 飲食物は、ケータリングやデリバリーの利用とします。 ※ 施設内での火気の使用はできません。
発表会、演奏会	△	×	※ 大音量や音による振動により他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、利用はできません。 ※ 利用の許可は、原則、土日、祝日のみとします。
eスポーツ	△	×	
パブリックビューイング	△	×	
利用ができない使用例			
激しい運動、武道、ダンス、球技等のスポーツ種目により、振動や施設を損傷するおそれのある利用やコンサート、ライブなどの大音量による演奏など、他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすおそれのある場合は、利用はできません。			

- ※ コンベンションホールの片面使用や会議室を1室利用する場合で、他の使用者に影響があるおそれの使用は、原則、全面使用とします。
- ※ 使用例に無い使用については、事前に確認してください。
- ※ 上記の使用例であっても、使用内容によっては、使用を許可しない場合があります。

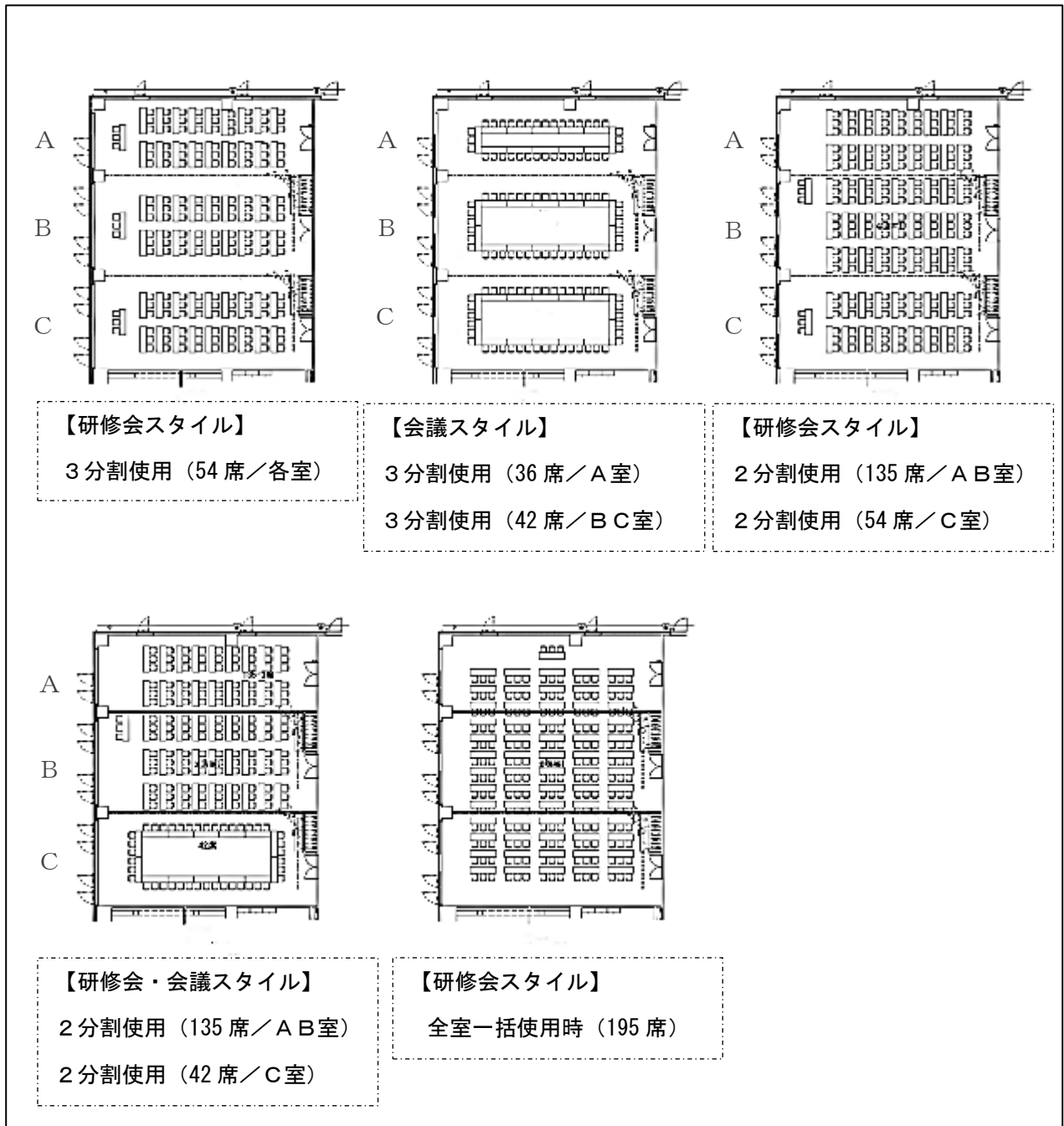
(2) コンベンションホール使用レイアウト例



※規模 (全面)

縦 (長径) 19m、横 (短径) 15m、面積 285 m²、高さ 6m

(3) 会議室使用レイアウト例



※規模

【A+B+C】

縦（長径）19m、横（短径）15m、面積 285 m²、高さ 2.7m

【A】

縦（短径）5m、横（長径）15m、面積 75 m²

【B・C】

縦（短径）7m、横（長径）15m、面積 105 m²

6 施設内での飲食

施設での飲食の有無については、次のとおりです。【可：○, 条件付使用可：△, 不可：×】

	コンベンションホール	会議室	市民活動スペース	屋上広場
お茶等	○	○	○	○
弁当類	○	○	○	○
アルコール類	○	×	×	×
ケータリング、デリバリー等	○	×	×	×
物産展の試食、飲食	○	×	△ ※1	×

※1 市内の商工振興の利用に限る。

7 施設利用の禁止行為等

(1) 使用許可をしない場合

- ① 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがある行為
 - ア 法令や公共の福祉に違反する商材の販売や広告表現、勧誘行為
 - イ 暴力団もしくは不法行為を行うおそれのある団体が主催、共催、後援を行うもの
 - ウ 違法、有害、権利侵害、公序良俗に反する利用
 - エ 社会通念上、不適切な商材や販売、広告表現、勧誘行為
 - ・ 内容が公序良俗に反するもの（マルチ商法、催眠商法、靈感商法等）
 - ・ 誇大な成果をうたっているもの。過大、誇張した内容を含むもの
 - ・ 極端に高額なもの
 - ・ 一般的に商品、サービスの利用によって見込まれる収益より高額な紹介報酬等が設定されているもの
- ② 施設または設備等を損傷するおそれがある行為
- ③ 施設の管理上支障がある行為
- ④ そのほか、その利用を不相当と認める行為
 - ア 選挙期間中における演説会
 - イ 宗教的活動

(2) 施設利用上の禁止行為

- ① 利用する権利の譲渡または転貸
- ② 火気を使用する行為
- ③ 煙や臭気を発生する行為
- ④ 他の施設利用者の利用に支障を来たす行為
- ⑤ 他人に危害や迷惑を及ぼす行為
- ⑥ 他人に危害や迷惑を及ぼすおそれのある物品等の携行
- ⑦ 危険物や動物（介助犬等を除く）の持込
- ⑧ 所定の場所以外で飲食または喫煙
- ⑨ 定員を超える人員の入場

8 施設利用手続等

(1) 施設利用手続

① 仮予約・お問合せ

- ア 電話（0749-53-5200）、窓口（総務課契約管理室 施設担当）または米原市公共施設予約システム（令和6年4月1日導入）で、利用される日の空き状況を確認してください。
（空き状況については、米原市公共施設予約システムで利用者登録をしなくても、確認をすることができます。ただし、同システムで予約を行うためには、別途利用者登録が必要となります。）
- イ 電話または窓口において、仮予約を行います。ただし、米原市公共施設予約システムで予約される場合は、仮予約は不要です。
（コンベンションホールの仮予約は、利用日の1年前から受け付けます。）
（会議室の仮予約は、利用日の6か月前から受け付けます。）
（予約の手続きは、平日の9時00分から16時45分までです。）
（当日の利用案内を各階エレベーター前のデジタルサイネージ（電子掲示板）に掲示できますので、必要に応じてお申込みください。）
（コンベンションホール・会議室ともに「びわ湖 Free Wi-Fi（無料公衆無線LAN）」が利用できます。）

② 申請書のご提出

- 電話等で仮予約をされた場合は、仮予約をされた日から10日以内に所定の申請書に必要事項を記入し提出してください。ただし、米原市公共施設予約システムで予約される場合は、申請書の提出は不要です。
（申請書は、米原市公式ウェブページからダウンロードしてください。また、記入例も米原市公式ウェブページにありますので、参照ください。）
（申請書の提出がない場合は、仮予約を取り消します。）
（申請書の提出は原則、利用日の10日前までとなっているため、急な利用申請はお断りさせていただく場合があります。）

③ 審査・許可書・納付書の発行、お支払い

- 申請書を提出いただいた場合は、申請（予約）内容を審査し、原則、10日以内に利用の可否について申請（登録）者に通知します。
また、併せて施設使用料の納付書を送付しますので、利用日の1か月前までに納付してください。
（使用料の納付がない場合は予約を取り消します。）
（申請日が利用日の1か月未満の場合は、許可後、指定する納付期日までに使用料を納付してください。）

④ 利用日の時間延長・設備の追加使用、お支払い

- ア 当日、他の利用者がいない場合において、時間を延長して利用された場合は、延長に係る時間分の使用料を徴収します。
（開館時間以外の延長は認めません。）
（使用料は、後日発行する納付書により納付してください。）
- イ 申請以外に付帯設備および冷暖房を使用された場合は、施設使用后、その使用料を徴収します。
（使用料が有料のものに限ります。）
（使用料は、後日発行する納付書により納付してください。）

⑤ 利用中止

- ア 利用を中止する場合は、速やかに連絡してください。
- イ 利用をキャンセルされても使用料は返金しません。なお、それが使用者の責めによらない場合は返金する場合がありますので、その場合は返金申請を行ってください。

(2) 施設利用に当たっての注意事項

① 駐車場について

- ア 駐車場は、庁舎駐車場が利用できます。ただし、利用状況によっては、満車となる場合がありますので、その場合は、米原駅周辺の民間有料駐車場を利用してください。
土曜日、日曜日等の休日については、多くの駅利用者が駐車場を利用されるため、満車になることが頻繁にあります。なるべく他の交通機関等でお越してください。また冬季においては、積雪により駐車台数が減少することがありますので、予めご了承ください。
- イ 満車により、米原駅東口が渋滞等にならないように主催者において、駐車場の誘導をしてください。
- ウ 庁舎駐車場の駐車料金は、次のとおりです。

駐車時間	駐車料金
① 入庫後 2 時間まで	無料
② 駐車時間が 2 時間を超え 6 時間まで	2 時間を超える部分について、以降 1 時間までごとに 200 円
③ 駐車時間が 6 時間を超え 24 時間まで	1,000 円

※市が主催する事業については、2 時間を超えても無料です。

※米原市公式ウェブページに「駐車場利用ガイドライン」がありますので、参照ください。

② 喫煙について

- ア 施設内のほか、庁舎敷地内は、すべて禁煙です。
- イ 米原駅周辺も米原市環境美化条例に基づく喫煙禁止区域の指定があります。

③ 各種法令等に基づく届出について

施設を利用するに当たって、利用内容によっては、消防法や食品衛生法などの各種法令に基づく許認可等が必要な場合があります。主催者が事前に法令を確認し、許認可等を受けてください。

④ その他

- ア 施設内の壁面へのテープやくぎ、画鋲等の使用は禁止です。
- イ 床面を汚損するおそれがある場合は、必ず、シートを敷くなどの養生をしてください。
- ウ 床面や壁等を汚損された場合は、そのクリーニングや修理代等の実費を徴収します。
- エ 施設利用後は、必ず、机や椅子を元の位置に戻してください。
- オ プロジェクター等の付帯設備や備品などを使用された場合は、使用終了後、元の状態に戻して職員の点検を受けてください。万が一、付帯設備等を損傷、汚損された場合は、使用者に弁償していただきます。
- カ 多数の来場者がある場合などは、主催者において、必ず、警備員を配置し、入退場者の整理や駐車場の誘導をしてください。
- キ 来場者に事故等があっても、市は一切の責任を負いません。

- ク 盗難防止は、主催者が行ってください。万が一、付帯設備等を紛失された場合は、主催者に弁償していただきます。
- ケ ゴミは必ず持ち帰ってください。
- コ 施設内は、火気厳禁です。

- サ 主催者が連絡先として表示する情報は、恒常的に連絡できる電話番号・FAX・メールアドレスなど、誰でも直接連絡が取れるものとしてください。施設の連絡先などの記載は、原則、禁止します。
- シ 事業の内容に対して問合せや苦情、提案などの連絡を受けた場合は、必ず主催者御自身の責任において対応してください。なお、主催者が対応せず、施設管理者が依頼を受けた場合は、その頻度や状況から利用体制に問題があると判断した場合、注意勧告や利用停止措置を取ることがあります。
- ス 主催者の名称、連絡先等の明示がない場合や連絡先が明らかに虚偽の場合など、故意に連絡が取れない状態、問合せを行うことで連絡の内容等が公開されるなど問合せをした者に不利益が生じる状態である場合には、事前の警告なく利用許可を取り消すことがあります。
- セ 施設の利用状況について、確認する場合があります。
- ソ 主催者が申請内容と異なる利用や不適切な利用をされている場合は、利用を中止させることがあります。
- タ 当施設は、災害時等の避難施設としての機能を有しています。災害発生等により、当施設を避難所として利用する必要が生じた場合は、利用を中止させていただくことがあります。
- チ その他、発熱等の症状があるなど新型インフルエンザ等の感染症が疑われる場合は、感染予防・感染拡大防止の観点から、利用はお控えください。